

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 1 3 日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長

放課後等デイサービスにおける報酬区分に関する届出について（通知）

平素より、東京都の障害者・障害児施策の推進にご理解とご協力を頂き、感謝を申し上げます。

令和 2 年度の報酬区分の算定について、新型コロナウイルス感染症防止の学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応で、できる限り児童を受け入れた場合、あるいは利用を控える児童が増えた場合、指標該当児の割合が変わり、来年度の区分が変動するおそれがあることから、国からの令和 2 年 3 月 6 日付け事務連絡に基づき、東京都におきましては、下記のとおりのお取り扱いといたしますので通知いたします。

記

1 令和 2 年度の放課後等デイサービスの報酬区分について

令和 2 年度のサービス提供分に係る報酬区分については、平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 2 月末日までの 1 1 か月間の延べ利用児童数全体に占める指標該当児の割合により決定する。

2 届出が必要な事業所について

利用延べ人数に占める指標該当児の利用延べ人数の割合が 5 0 % 以上の放課後等デイサービス事業所

- ※ 令和 2 年 3 月サービス提供分の請求を区分 1 で行っている事業所は提出すること。また、令和 2 年 3 月サービス提供分までは区分 2 での請求であるが、上記 1 での算出により、区分 1 となる事業所は提出すること。
- ※ 多機能型事業所については、利用延べ人数は児童発達支援と放課後等デイサービスの合算ではなく、放課後等デイサービスの利用延べ人数を記入すること。
- ※ 令和 2 年 3 月末時点で、開設から 3 か月未満の事業所については、契約者数に占める指標該当児の割合、3 か月以上 1 年未満の事業所については、開設から 3 か月の利用延べ人数に占める指標該当児の利用延べ人数の割合で算出すること。

3 提出締切日について

令和2年4月15日（水曜日）必着

4 適用日について

令和2年4月1日

なお、4月から遡及適用とするのは区分の変更についてのみであり、「5 提出書類」に記載の書類のみを提出すること。

5 提出書類について

区分の変更に際しては、次の書類を提出すること。なお、丸付数字は変更届の Excel ファイルのシート番号である。

- ① 台帳登録シート
- ② 変更届出書（第2号様式）
- ③ 付表
- ⑪ 障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（様式第1号）
- ⑫ 障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ⑬ 報酬算定区分に関する届出書（平成31年4月から令和2年2月までの利用延べ日数を記載すること）

6 児童指導員等加配加算について

報酬区分が区分2から区分1に変更される場合、児童指導員等加配加算（Ⅱ）については遡及せず、5月以降の算定となる。このため、区分とは別に変更届を提出すること。

なお、区分1から区分2に変更する際は、4月から児童指導員等加配加算（Ⅱ）を削除することとなる。

7 その他

- (1) 区分の変更についても、4月16日以降に都へ到着した場合の適用日は、通常の加算の届出と同様の取扱いとなる。
例) 区分2から区分1への変更届が4月16日に届いた場合、6月サービス提供分からの適用となる。
- (2) 児童発達支援事業所のうち、小学校就学前のものの占める割合が70%未満の事業所については、上記3の締切日までに提出すること。なお、児童発達支援については、平成31年4月から令和2年3月までの利用実績にて算出すること。
- (3) 多機能型事業所については、利用延べ人数は児童発達支援と放課後等デイサービスの合算ではなく、各事業ごとでの利用延べ人数を記入すること。

担当 東京都福祉保健局障害者施策推進部 施設サービス支援課児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374
--